

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年 4月 1日 ~ 令和9年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1： 令和6年3月までに、所定外労働を削減するため、社内掲示板に社員の所定外労働時間を毎月掲示して削減を目視できるようにする。

<対策>

- 令和4年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和4年 6月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和4年 7月～ 社内掲示板に社員の所定外労働時間を掲示（毎月）

目標2： 令和6年3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり、平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和4年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和4年 6月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和4年 7月～ 有給休暇取得実績表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始